

# 長崎県公立小中学校及び義務教育学校

## 教職員人事異動基本方針

令和3年8月

長崎県教育委員会

# 長崎県公立小中学校及び義務教育学校教職員人事異動基本方針

## 第1 異動方針

長崎県教育委員会は、全県的な教育水準の向上を目指し、市町教育委員会との緊密な連携・協力の下、教職員の適正配置と円滑な人事交流により、地域に根ざした信頼される学校づくりを推進するため、次により人事異動を行う。

- 1 在任期間中に、「A地域（県南）」「A地域（県央・島原）」「A地域（県北）」及び「B地域（しま部）」の4地域の中から、「B地域（しま部）」を含む2地域に勤務するものとする。

地域区分は、別表1による。

- 2 人事行政上の必要によっては、「1」によらず、「B地域（しま部）」を除く2地域に勤務する場合もある。（事務職員を除く。）

- 3 各人の「主たる勤務地」を決定し、これに基づいて地域間異動及び地区間異動を行う。

- (1) 「主たる勤務地」は、将来にわたって生活の基盤とする地区（市町）とする。
- (2) 「主たる勤務地」は、採用時の本人の申請に基づき、県教育委員会が承認する。
- (3) 「主たる勤務地」は、別表1に定める地域及び地区区分（市町）により決定する。

- 4 同一校勤続年数、並びに同一地域勤続年数の上限は次のとおりとする。

同一校勤続年数	3～6年
同一地域勤続年数の上限	15年

- 5 人事行政上の必要によっては、「4」によらない場合もある。

- 6 管理職員の異動は、人事行政上の必要による。

- 7 再任用教職員の配置は、人事行政上の必要による。

## 第2 運用規程

### 1 地域区分の特例

「B地域」にある次の学校に勤務した場合は、「A地域」に勤務したものとする。  
(長崎市) 高島小学校・高島中学校・池島小学校・池島中学校 (以上「A1」地区)  
(松浦市) 青島小学校・青島中学校 (以上「A4」地区)

### 2 地域間異動

- (1) 地域間異動は転居を伴うものとする。
- (2) 他地域勤務年数は、次のとおりとする。
  - ア 主たる勤務地が「A地域」の者が、「B地域」へ異動する場合の勤務年数は、原則として3年とする。

なお、**栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員**にあつては、在任期間中に通算して6年の「B地域」勤務を要するものとする。
  - イ 主たる勤務地が「B地域」の者が、「A地域」へ異動する場合の勤務年数は、原則として3年とする。

なお、主たる勤務地が「B地域」である**栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員**については、「A地域」への異動を考慮する。
  - ウ 他地域勤務年数未了者で、主たる勤務地が「A地域」の者が、転居を伴って他の「A地域」へ異動する場合の勤務年数は、原則として6年とする。
- (3) 同一地域勤務年数の上限は、他地域勤務年数を満了した者には適用しない。
- (4) 他地域勤務年数を満了した者においても、人事行政上の必要により、他地域に再度勤務することがある。
- (5) 地域間異動で他地域に勤務している者で、相当の事情のある者は、一時中断することができる。なお、中断する期間は原則として3～6年とする。中断後、再び他地域に勤務する年数は、原則として他地域勤務年数未了期間（その年数が2年に満たない場合は、2年）とする。

### 3 地区間異動

地区間異動は、人事行政上の必要による。その期間は原則として6年とする。

### 4 地区内異動

各地区における市町間異動は、人事行政上の必要による。

### 5 その他

- (1) この方針の実施に必要な事項は別に定める。
- (2) この方針は、**令和4**年度人事異動から適用する。

別表1 「地域及び地区区分」表

地域区分 地区区分	A地域 (県南)		A地域 (県央・島原)		A地域 (県北)		B地域 (しま部)	
第1地区	A 1	長崎市・西海市 長与町・時津町					B 1	長崎市・西海市
第2地区			A 2	諫早市・大村市				
第3地区					A 3	佐世保市・東彼杵町・川棚町 波佐見町・佐々町	B 3	佐世保市・小値賀町
第4地区					A 4	平戸市・松浦市	B 4	平戸市・松浦市
第5地区			A 5	島原市・雲仙市・南島原市				
第6地区							B 6	五島市
第7地区							B 7	新上五島町
第8地区							B 8	壱岐市
第9地区							B 9	対馬市

(注) B地域(しま部)は、架橋しま部を除く。